

特例適用混和の開始・休止・終了申告書の記載要領

1 この申告書は、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が租税特別措置法第87条の8第1項の適用を受ける混和（以下「特例適用混和」という。）を開始する場合など、次の事項に該当する場合に、その営業場の所在地の所轄税務署長に提出してください。

- (1) 特例適用混和を開始する場合（過去に申告した混和の方法とは異なる、新たな方法で混和を行う場合を含みます。）
- (2) 特例適用混和を1年以上休止しようとする場合
- (3) 特例適用混和を終了した場合

また、(1)の場合は特例適用混和の開始の日の前日までに、(2)の場合はあらかじめ、(3)の場合は遅滞なく、所轄税務署長にこの申告書を提出してください。

2 この申告書は次のとおり記載してください。

- (1) 申告する内容に応じて、表題の「特例適用混和の開始・休止・終了申告書」の「開始・休止・終了」のうち不要な文字を抹消してください。
- (2) 「営業場の所在地及び名称」欄には、特例適用混和を行う営業場の所在地及びその名称並びに連絡先を記載してください。
- (3) 「混和の開始年月日」欄には混和を開始する年月日を、「混和を休止しようとする期間」欄には混和を休止する期間を、「混和の終了年月日」欄には混和を終了した年月日を、それぞれ記載してください。
- (4) 「混和の方法」欄には、特例適用混和で使用する蒸留酒類の品目及び混和する物品を、その混和方法ごとに具体的に記載してください。また、複数の混和方法を申告する場合は、箇条書きで記載してください。

【例（2つの混和方法を申告する場合）】

- ・ 連続式蒸留焼酎に梅の実及び氷砂糖を加える。
- ・ 連続式蒸留焼酎にブルーベリー及び氷砂糖を加える。

3 申告書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

【参考】

特例適用混和は、次の要件を全て満たすことが必要です。特例適用混和を開始する場合は、要件を確認の上、申告してください。

番号	要件	チェック
1	酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業としている。	☐
2	自己の営業場において飲用に供するために、当該営業場において特例適用混和を行う。	☐
3	混和に使用する酒類は、酒税法上の「連続式蒸留焼酎」、「単式蒸留焼酎」、「ウイスキー」、「ブランデー」、「原料用アルコール」又は「スピリッツ」のいずれかである。 ※ 酒類製造場等から移出等されており酒税が納付等されたものに限りです。	☐
4	上記酒類のアルコール度数が20度以上である。	☐
5	次のいずれの物品も混和していない。 ・ 米、麦、あわ、とうもろこし、こうりやん、きび、ひえ若しくはでん粉又はこれらのこうじ ・ ぶどう（やまぶどうを含みます。） ・ アミノ酸若しくはその塩類、ビタミン類、核酸分解物若しくはその塩類、有機酸若しくはその塩類、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす ・ 酒類	☐
6	混和後、新たにアルコール度数1度以上の発酵がない。	☐
7	混和に使用する酒類の量は、4月から3月の間で1,000リットル以下である。 ※ 例えばカクテルなど、消費の直前に混和する数量は含みません。	☐
8	特例適用混和後の酒類は、当該混和をした営業場で飲用に供する場合を除き、他者に譲り渡さない（持ち帰り用に販売しない。）。	☐